

5 月 1 9 日／定期総会開催

令和 2 年度定期総会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い「非常事態宣言」が発出されるなど、厳しい状況下での開催になりました。

例年、多くの皆様にご参加いただいておりますが、総会会場は「密閉」「密集」「密接」を避けることができないため、参加者の健康保持を最優先に 5 月 19 日、異例の対応の中で審議を行い、すべての議案が全会一致で承認決議されました。

※出席会員数 261 名（内、委任状 251）



● 新任理事紹介（第 2 号議案）

本総会では所属企業の人事異動等で辞任した 3 名に代わる新任理事 3 名が選任されました。

志村支部

棟方輝彦さん（東京都プリプレストッパン㈱）

金井信夫さん（凸版印刷㈱情報コミュニケーション事業本部）

坂下支部

本川藤邦さん（太盛運輸㈱）

退任理事（順不同）

三代瀬誠宏さん、鈴木浩幸さん、加藤公一さん

※4 ページ～5 ページに財務諸表抜粋及び令和 2 年度予算総括表を掲載

労働保険年度更新

令和 2 年度労働保険料等の申告・納付期限（年度更新期間）が、8 月 31 日まで延長になりました。また、前年同期に比べ一定程度減収となった事業主は、申請により納付を 1 年猶予できる措置が設けられました。

■令和 2 年度労働保険の年度更新期間

6 月 1 日（月）～8 月 31 日（月）

■受付時間：9 時～17 時

■池袋労働基準監督署では、今年も年度更新申告書受理・相談コーナーを開設します。

〈設置期間〉6 月 10 日（水）～7 月 10 日（金）

〈対応時間〉9 時 30 分～16 時

〈会 場〉池袋労働基準監督署 4 階会議室

豊島区池袋 4-30-20

労災課 電話 03-3971-1259

被保険者報酬月額算定基礎届

実際の報酬額と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年 7 月 1 日現在で資料を作成し届出ます。

届出用紙は日本年金機構から 6 月中に送られてきます。

提出は、①算定基礎届と同封の返信用封筒で郵送、②管轄年金事務所窓口へ持参、③電子媒体（CD・DVD）に記録し郵送、

④電子申請のいずれかです。

詳細は日本年金機構ホームページへ



“宣言”解除後も役立つ、事業活動のためのガイドライン策定

一般社団法人日本経済団体連合会（中西宏明会長）が5月14日、第2波の流行も懸念されるなどコロナ対策の長期化を見据え、企業における取り組み事例を詳細に示した「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス向け・製造事業場向け）」をホームページ上で公開しました。

ガイドライン全文は経団連ホームページでご確認ください。

URL： <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>



紙面に限りがあるため、「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の一部を紹介します。

製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

〈経団連が5月14日に公表した製造事業場編ガイドラインより抜粋〉

多くの製造事業場については、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を製造、供給する重要な社会基盤であるとの認識から、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月28日、5月4日変更）」においても、業務の継続を求めている。ただし、製造事業場においてはテレワークの実施が難しい面があり、職場における感染拡大対策の工夫・強化が重要になる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言等を踏まえ、製造事業場を運営する事業者が、個々の業界や事業場の実態に応じた感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

● 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

なお、製造事業場にも管理部門があることから、適宜「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参照する。

● 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・国や地方自治体・業界団体などを通じ、感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ自宅待機とする。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

上記については、事業場内の請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

(3) 通勤

- ・管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

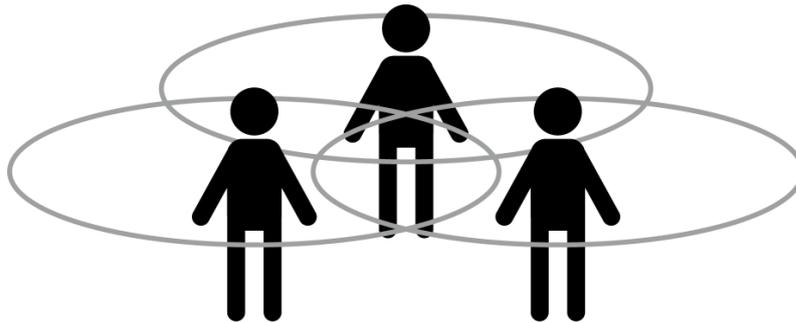


(4) 勤務

- ・従業員ができる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し勤務中のマスクなどの着用を促す。特に複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・シフト勤務者のロッカールームをグループごとに別々の時間帯で使用するなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- ・朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・工程ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員が必要以上に担当区域と他の区域の間を往来しないようにする。また、一定規模以上の製造事業場などではシフトをできる限りグループ単位で管理する。

(5) 休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- ・食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。



(6) トイレ

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 設備・器具

- ・生産設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。
- ・工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。
- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※ 設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(8) 事業場への立ち入り

- ・一般向けの施設見学や取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、製造事業場内での感染防止対策の内容を説明するなどにより理解を促す。

(9) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している*「人との接触を8割減らす10のポイント」や*「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを行う。(下欄参照)
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- ・作業服などを貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(10) 感染者が確認された場合の対応

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し適正に取り扱う。
- ・事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(11) その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

経団連ホームページ

「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

■ オフィス編ページはこちら

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html



■ 製造事業場編ページはこちら

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html



* 「人との接触を8割減らす10のポイント」



* 「『新しい生活様式』の実践例」



財務諸表抜粋 (令和元年度貸借対照表・同正味財産増減計算書)

5月19日開催の定期総会で財務諸表が承認されました。詳細は定期総会議案書をご覧ください

● 令和元年度貸借対照表

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
I 資産の部				
1. 流動資産	12,251,558	10,611,260	1,640,298	
2. 固定資産	36,913,302	38,114,584	△1,201,282	
資産合計	49,164,860	48,725,844	439,016	
II 負債及び正味財産の部				
1. 流動負債	2,363,670	2,295,328	68,342	
2. 固定負債	6,060,560	5,477,040	583,520	
負債合計	8,424,230	7,772,368	651,862	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産	8,086,990	8,086,990	0	
2. 一般正味財産	32,653,640	32,866,486	△212,846	
正味財産合計	40,740,630	40,953,476	△212,846	
負債及び正味財産合計	49,164,860	48,725,844	439,016	

● 令和元年度正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
① 経常収益				
受取会費	10,017,192	10,544,600	△527,408	
事業収益	28,145,855	30,598,788	△2,452,933	
受取補助金等	10,604,000	11,189,000	△585,000	
受取負担金	734,000	734,000	0	
雑収益	16,880	16,819	61	
経常収益計	49,517,927	53,083,207	△3,565,280	
② 経常費用				
事業費	39,065,649	42,272,242	△3,206,593	
管理費	10,457,764	10,346,319	111,445	
経常費用計	49,523,413	52,618,561	△3,095,148	
当期経常増減額	△5,486	464,646	△470,132	

〈次ページにつづく〉

科目	当年度	前年度	増減	備考
2. 経常外増減の部				
① 経常外収益	0	0	0	
② 経常外費用	0	0	0	
一般正味財産期末残高	32,653,640	32,866,486	△212,846	
II 指定正味財産				
指定正味財産期末残高	8,086,990	8,086,990	0	
正味財産期末残高	40,740,630	40,953,476	△212,846	



(単位：円)

科目	1. 実施 事業会計	2. その他会計			3. 法人会計	合計
		2-1 会館事業	2-2 事務組合	2-3 相互扶助		
I 事業活動収支						
受取会費収入			1,908,000		7,979,000	9,887,000
事業収入	2,941,000	12,399,000	588,000	2,139,000		18,067,000
補助金等収入	10,779,000					10,779,000
受取負担金収入					634,000	634,000
雑収入	1,000	1,000	1,000		2,000	5,000
事業活動収入計	13,721,000	12,400,000	2,497,000	2,139,000	8,615,000	39,372,000
事業費支出	24,487,000	10,275,000	2,192,000	2,247,000		39,201,000
管理費支出					8,592,000	8,592,000
事業活動支出計	24,487,000	10,275,000	2,192,000	2,247,000	8,592,000	47,793,000
事業活動収支差額	△10,766,000	2,125,000	305,000	△108,000	23,000	△8,421,000
II 事業外収支						
積立資産収入						
積立資産支出					529,000	529,000
借入金等収入						
借入金					9,000,000	9,000,000
事業外収支					8,471,000	8,471,000
当期収支差額	△10,766,000	2,125,000	305,000	△108,000	8,494,000	50,000

※各表の詳細及び令和2年度事業計画は、5月中頃にお届けした定期総会議案書をご覧ください。

令和2年 春の叙勲

令和2年春の叙勲で、中小企業振興功勞により、清水・前野支部の株式会社サイトウ製作所前社長・元東京商工会議所板橋支部会長の齋藤 裕さん（82歳）が「旭日単光章」を受章されました。

（内閣府 令和2年4月29日付）

おめでとうございます！



■野球大会・テニス大会

中止のお知らせ

令和2年度板橋産連軟式野球大会及び板橋産連硬式テニス大会は、万全の安全対策をとることが難しいため、中止とさせていただきます。

楽しみにされていた皆様、関係の皆様にも深くお詫び申し上げます。

活動状況（5月1日～31日）

○ 定期総会

開催日：5月19日 16:00～16:15

内容：令和元年度財務諸表、理事補充選任等の各議案を全会一致で承認した。
出席数 261名（内、委任状 251）

※今後の事業・行事予定について

事業の実施にあたっては、事業のスタイルごとに感染防止策を講じる必要があるため、現在、事業の実施を見合わせています。

- 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

6月1日は工業統計調査の日

製造業を営むすべての事業所が対象です。

5月中旬～6月中旬に、東京都知事から任命された統計調査員がお伺いしますので、御協力をお願いします。

※ 調査内容は統計以外の目的に利用されることはありません。

※ 統計調査員は東京都知事発行の調査員証を携帯しています。

《お問合せ》

板橋区役所総務部総務課統計係
電話 03-3579-2057

全国安全週間 7月1日～7日

6月1日から6月30日までを全国安全週間の実効を上げるための準備期間としています。

全国安全週間は今年で93回目を迎えます。

令和2年度全国安全週間は、高齢労働者の安全と健康確保をポイントに掲げ、

「エイジフレンドリー職場へ！

みんなで改善 リスクの低減」

をスローガンに、更なる労働災害の減少に取り組みます。



詳細は中災防ホームページへ

《主唱者》厚生労働省／中央労働災害防止協会

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》